

# 静岡県立大学入学者選抜監理規則

平成 19 年 4 月 1 日 規則第 48 号

改正 平成 19 年 5 月 7 日、平成 24 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、静岡県立大学における入学者選抜の適正な在り方を審議し、その厳正な執行を図るため、入学者選抜の運営体制その他必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 入学者選抜の審議及び実施のため、静岡県立大学教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）によるほか、次に掲げる機関を置く。

- (1) 静岡県立大学入学者選抜委員会（以下「選抜委員会」という。）
- (2) 静岡県立大学入学者選抜実施委員会（以下「実施委員会」という。）
- (3) 静岡県立大学各学部・研究科・学府入学者選抜実施委員会（以下「各学部・研究科・学府実施委員会」という。）
- (4) 静岡県立大学学力検査問題検討委員会（以下「問題検討委員会」という。）
- (5) 静岡県立大学入学者選抜実施本部（以下「実施本部」という。）
- (6) 静岡県立大学各学部・研究科・学府入学者選抜実施本部（以下「各学部・研究科・学府実施本部」という。）

(組織)

第 3 条 前条各号に掲げる機関の組織及び運営については、別に定める。

(所掌事項)

第 4 条 教育研究審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学者選抜実施のための制度、組織及び方法に関する重要な事項
  - (2) その他入学者選抜に関する重要な事項
- 2 選抜委員会は、入学者選抜の実施に関する基本方針を審議する。
  - 3 実施委員会は、入学者選抜に関する具体的事項を審議する。
  - 4 各学部・研究科・学府実施委員会は、当該学部・研究科・学府入学者選抜に関する事項を審議する。
  - 5 問題検討委員会は、学力検査問題の作成、選定、点検、採点及び問題の質の向上に関する事項を審議する。
  - 6 実施本部は、入学者選抜における各学部・研究科・学府間に関する調整を行い、入学者選抜を総括実施する。
  - 7 各学部・研究科・学府実施本部は、当該学部・研究科・学府入学者選抜を実施する。

(庶務)

第 5 条 入学者選抜の庶務は、学生部において処理する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 5 月 7 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。